

## 茨城県立医療大学アドミッションセンター設置要項

### (趣旨)

第1 この要項は、茨城県立医療大学が、入学者選抜方法に関する分析や調査研究及び提言を行うための機関の設置及び組織運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2 機関の名称は「アドミッションセンター」(以下、「センター」という。)と称する。

### (所管)

第3 センターは、入学試験委員会(以下「委員会」という。)の所管とする。

### (構成員)

第4 センターの業務を統括する責任者としてセンター長を置き、委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名する。

2 センターの構成員は、前項に掲げる者のほか、委員長がセンター長と協議のうえ、教職員の中から指名する。

### (業務)

第5 センターが行う業務は、次の事項とする。

(1) 入学試験結果の分析・評価・検証及び入学者の学業成績に係る追跡調査に関すること

(2) 入学者選抜方法の定員等に関する情報収集・調査分析・検討及びAO入試の導入等に係る情報収集・調査・検討に関すること

(3) その他、入学試験に関連して委員長が必要と認めたこと

### (事務)

第6 センターの業務に関し必要な庶務は、事務局教務課において処理する。

### (委任)

第7 この要項に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 付 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

### 付 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。